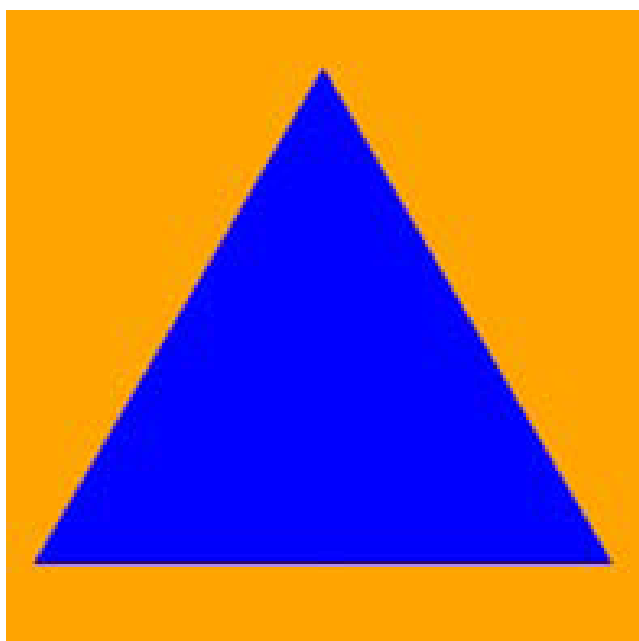


熊本市国民保護計画

概 要 版



熊本市

熊本市国民保護計画とは

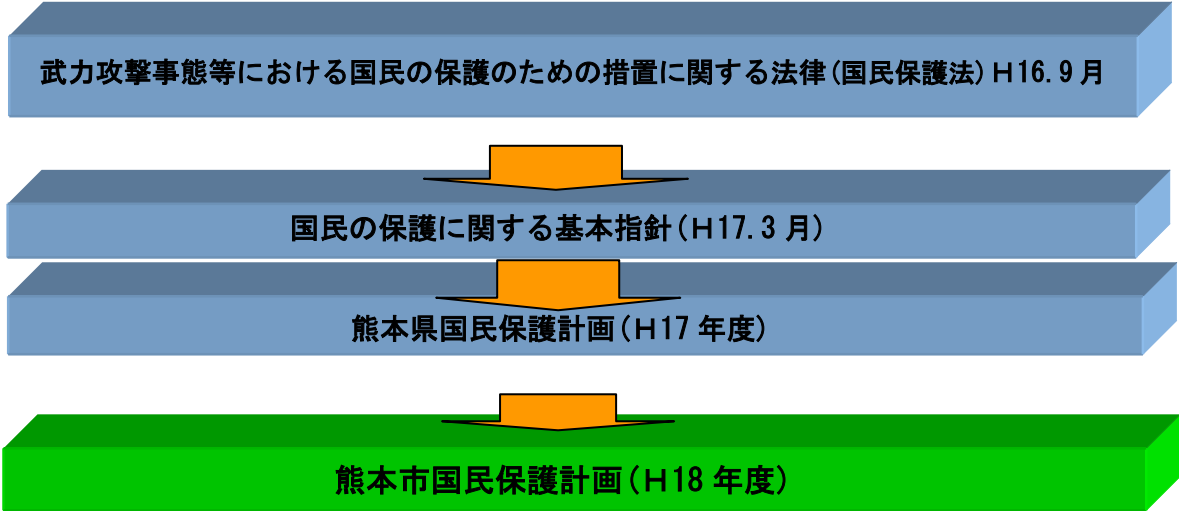
平成16年9月に国民保護法が施行されました。これは、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命・身体・財産を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国、県、市町村などの役割を定めた法律です。

熊本市国民保護計画(以下「市国民保護計画」という。)は、武力攻撃やテロなどの兆候に関する情報が提供され、あるいは発生した場合において、警報の伝達、避難住民の誘導、救援等の国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するためのものです。

第1編 総論

市国民保護計画の位置づけ

以下のような市国民保護計画の位置づけになっています。

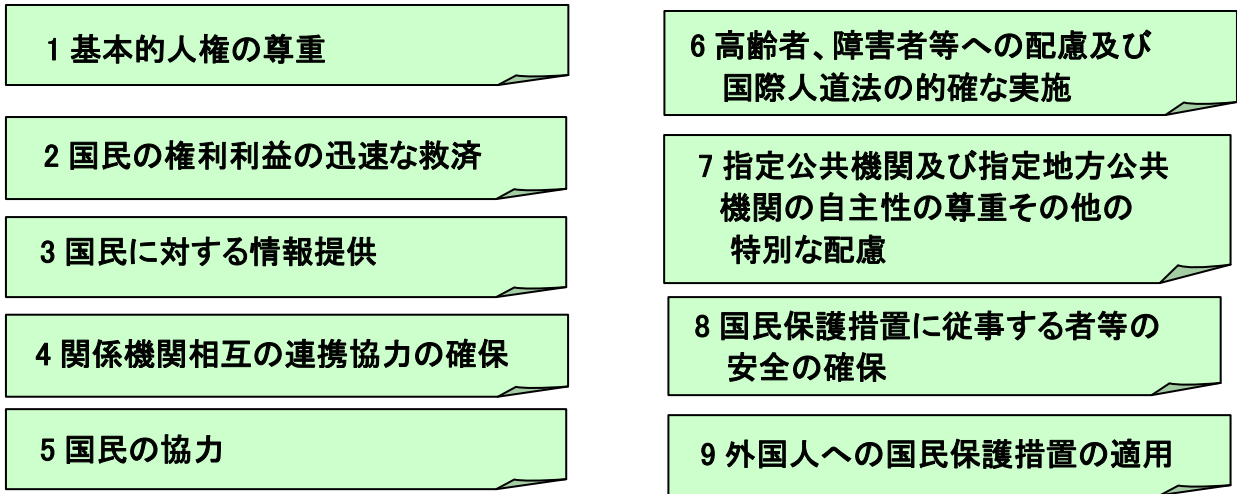


市国民保護計画の構成

第1編 総論	第2編 平素からの 備えや予防	第3編 武力攻撃事態 等への対処	第4編 復旧等	第5編 緊急対処事 態への対処
<ul style="list-style-type: none">●市の責務、国民保護計画の位置づけ、構成等●国民保護措置に関する基本方針●関係機関の事務又は業務の大綱等●市の地理的、社会的特徴●市国民保護計画が対象とする事態	<ul style="list-style-type: none">●組織・体制の整備等●避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え●物資及び資材の備蓄、整備●国民保護に関する啓発	<ul style="list-style-type: none">●初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置●市対策本部の設置等●関係機関相互の連携●警報及び避難の指示等●救援●安否情報の収集・提供●武力攻撃災害への対処など	<ul style="list-style-type: none">●応急の復旧●武力攻撃災害の復旧●国民保護措置に要した費用の支弁等	<ul style="list-style-type: none">●緊急対処事態への対処

国民保護措置に関する基本方針

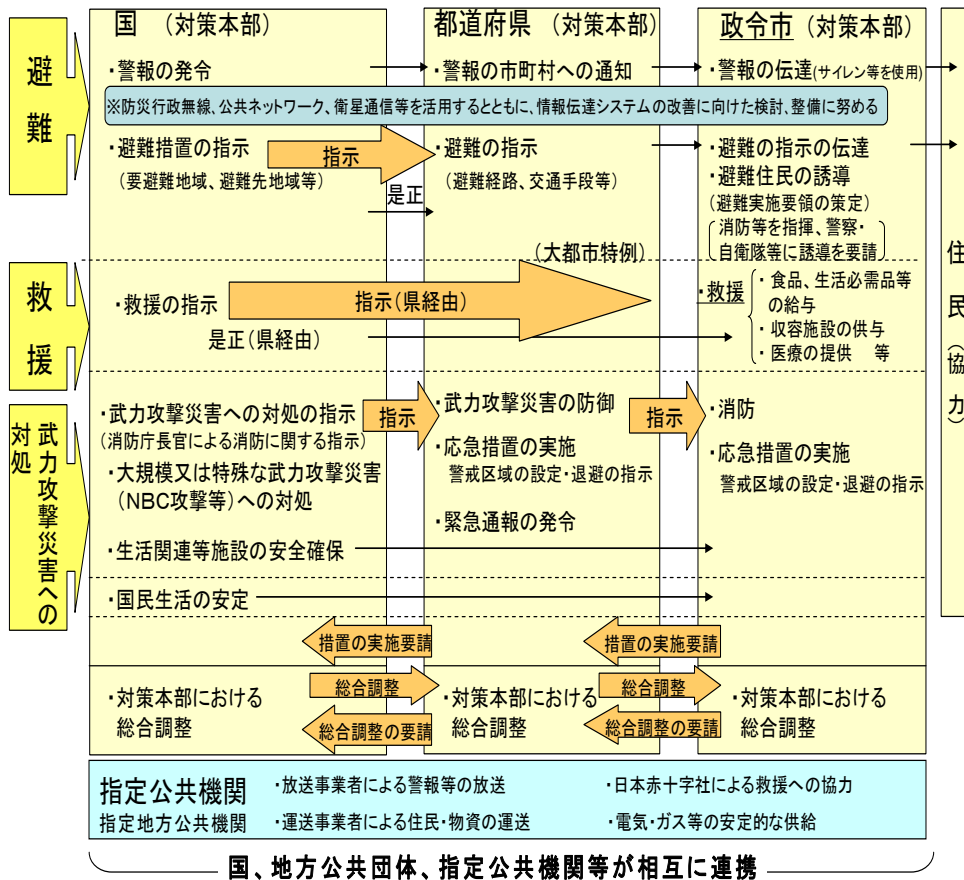
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について基本方針として定めています。



関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置については、国、都道府県、市町村で次のような仕組み、役割になっています。

国民の保護に関する措置の仕組み



市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述しています。

■地形 ■気候 ■人口分布 ■水資源 ■道路の位置等 ■食料の確保等 等々

市国民保護計画が対象とする事態

○武力攻撃事態の想定



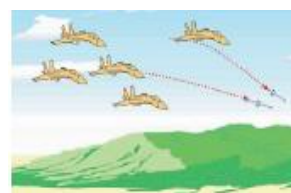
■着上陸侵攻



■ゲリラ・特殊部隊による攻撃

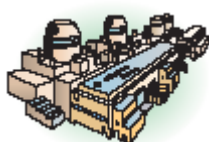


■弾道ミサイル攻撃



■航空機攻撃

○緊急対処事態の想定



■近隣の原子力発電所等の破壊



■大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破



■大量殺傷物質等（生物剤、化学剤）の大量散布



■航空機等による自爆テロ

第2編 平素からの備えや予防

組織・体制の整備等

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市各局の平素の業務の確立を図り、措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を行います。

○市職員の参集基準等

職員の迅速な確保

24時間即応体制の確立

市の体制、設置及び職員参集基準等

- 国、県、他の市町村、その他関係機関との連携体制の整備について定めています。
- 非常通信体制の整備等による通信の確保を図るとともに警報の伝達、被災情報・安否情報の収集等を行うため必要な事項について定めています。
- 国民保護措置の実施に必要な知識の習得のための研修及び対処能力の向上のための訓練のあり方について必要な事項を定めています。

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難・救援に関する基本的事項や運送事業者の輸送力・輸送施設の把握、避難施設の指定への協力、生活関連施設の把握等について定めています。

物資及び資材の備蓄、整備

市における備蓄や市が管理する施設及び設備の整備点検等について定めています。

国民保護に関する啓発

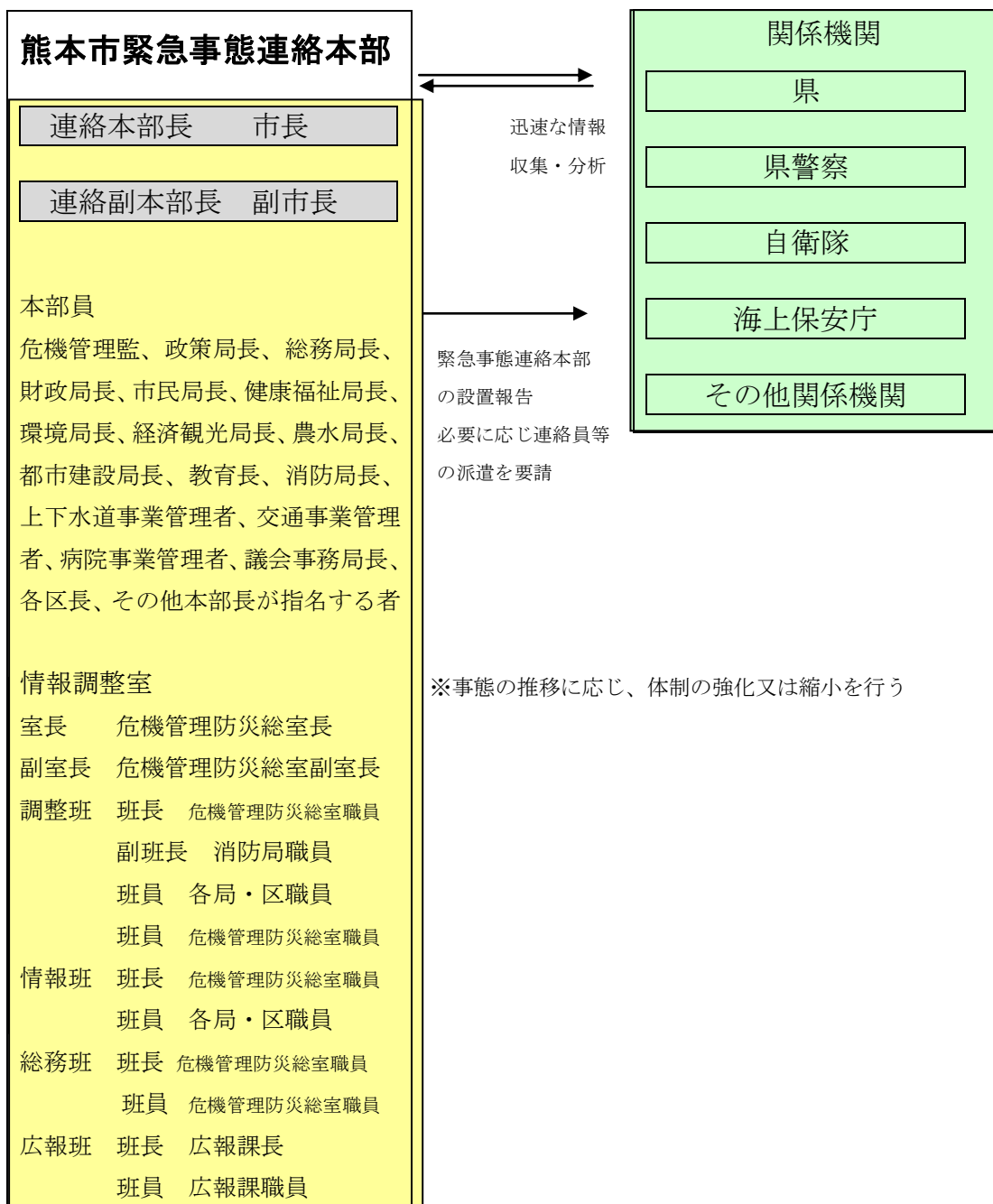
国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について定めています。

第3編 武力攻撃事態等への対処

熊本市緊急事態連絡本部の設置

- 国から市国民保護対策本部を設置するよう指示がなされる前の段階(武力攻撃事態等の初期の段階)
武力攻撃事態等の初期の段階においても市民の生命、身体及び財産の保護のための初動連絡体制を確立するため、次のような場合に熊本市緊急事態連絡本部を設置します。
 - ① 武力攻撃事態等に係る警報が国から発令された場合
 - ② その他市長が熊本市緊急事態連絡本部の設置の必要があると認めた場合
 熊本市緊急事態連絡本部は、情報の収集・分析を行い、必要により避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。

熊本市緊急事態連絡本部の組織構成を図示すれば次のとおりになります



熊本市国民保護対策本部の設置

■ 国から県を通じて市対策本部を設置すべき市の指定を受けた場合

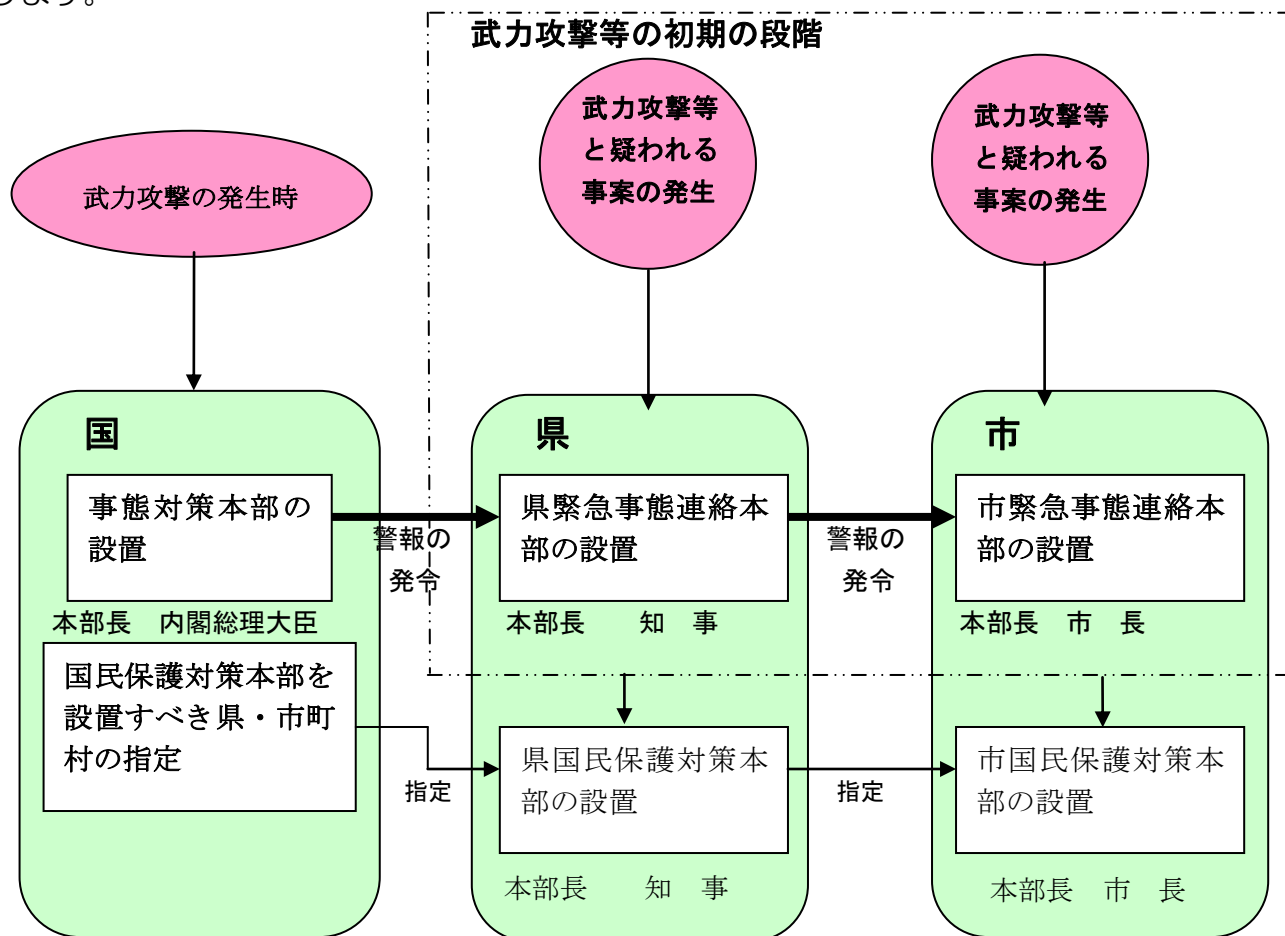
熊本市国民保護対策本部を設置し、警報の伝達、避難の指示・誘導、救援などの国民保護措置の実施、関係機関との連携等を行います。

※熊本市国民保護対策本部の組織

熊本市国民保護対策本部長以下対策副本部長、本部員、本部室職員については、熊本市緊急事態連絡本部と同じ組織構成です。加えて市長政策対策部以下 15 の対策部と各区の対策部が設置されます。

また、必要があると認めるときは、現地対策本部、東京地方連絡班が設置されます。

○武力攻撃事態等の初動体制から熊本市国民保護対策本部の設置まで図示すれば、次のとおりになります。



関係機関相互の連携

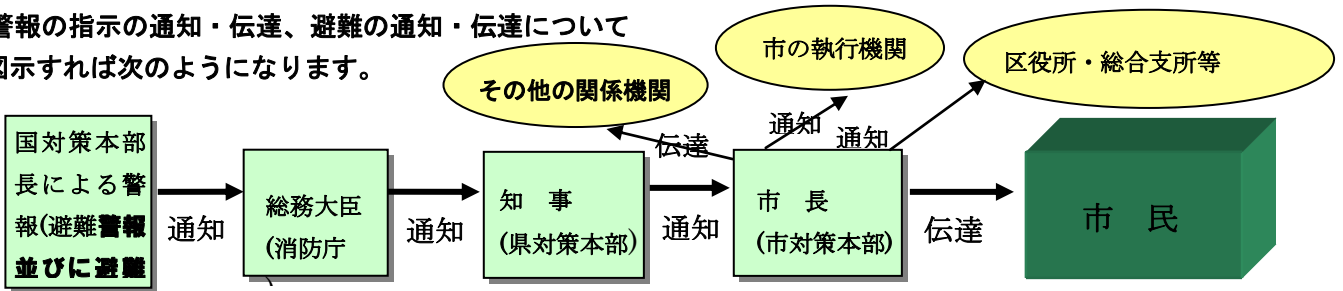
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めています。

警報及び避難の指示等

- ・警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが重要であることから警報や緊急通報などの伝達及び通知等に必要な事項について定めています。
- ・避難指示の通知・伝達の方法、避難実施要領の策定、避難住民の誘導等について定めています。

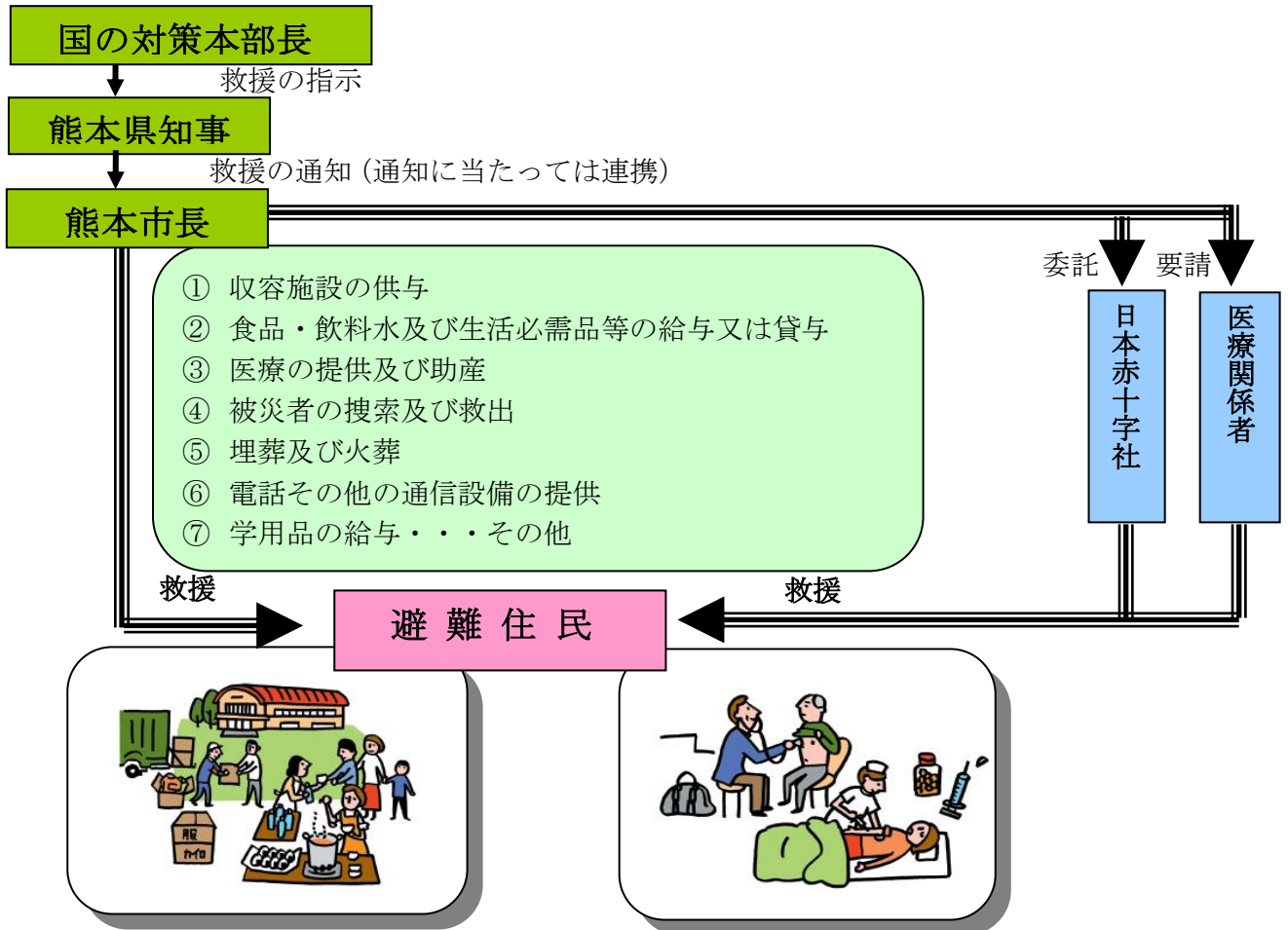
警報並びに避難の指示の通知・伝達

警報の指示の通知・伝達、避難の通知・伝達について
図示すれば次のようになります。



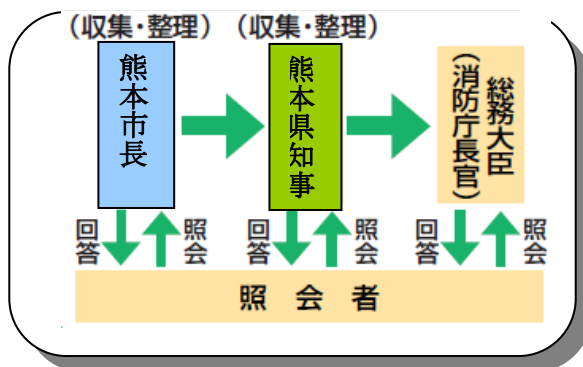
救 援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び機関の通知があったときは、救援を必要としている避難住民等に対して、収容施設の供与、食料・飲料水及び生活必需品の給付又は貸与、医療の提供及び助産など必要な措置を行います。



安否情報の収集・提供

安否情報の収集と照会に対する回答



6

武力攻撃災害への対処

国、県、市が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

- 生活関連施設の安全の確保
警備の強化、立ち入り制限
- 危険物、毒物、劇薬などの危険物質等の取扱所の使用制限等
- 退避の指示、警戒区域の設定等
- NBC災害、原子力災害への対応
- 消火、救急及び救助の活動



被災情報の収集及び報告

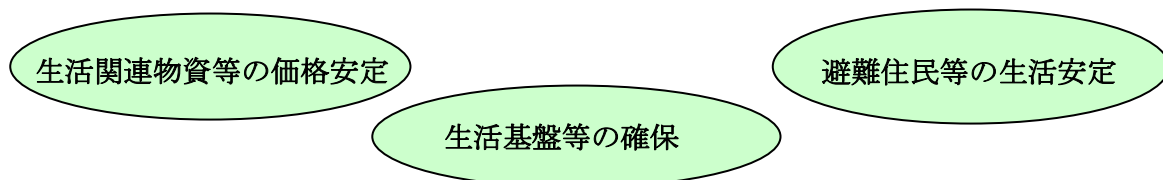
被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定めています。

保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定めています。

国民生活の安定に関する措置

国民生活の安定のため次のような措置を行います。



赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

国民保護に係る医療行為や職務等を行う者及びその職務等に使用される場所、車両等を識別するために使用する赤十字標章等及び特殊標章等交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な管理に必要な事項について定めています。

第4編 復旧等

応急の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定めています。

武力攻撃災害の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定めています。

国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており国民保護措置の実施に要した費用の支弁等に関する手続等について必要な事項について定めています。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態

緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達

市は、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることから、対象となる地域を管轄する機関及び当該施設を管理する管理者等に対して通知及び伝達を行います。

上記によるほか、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行います。